

その他運営に関する事項

1 ハラスメント防止

当事業所は、提供するサービスにおいて、利用者およびその家族に対するハラスメント行為を一切容認しません。また、職員に対しても職場内でのハラスメントが発生しないよう、研修の実施および相談体制の整備を行い、適切な職場環境の維持に努めます。

2 衛生管理及び感染症予防

- ① 当事業所は、提供するサービスにおいて使用する器具や設備について、常に清潔を保持し、必要な消毒を徹底します。
- ② 感染症の発生および蔓延を防止するため、職員の健康管理および手指衛生、個人防護具の適切な使用、環境衛生の維持に努めます。
- ③ 万が一、事業所内で感染症が発生した場合には、行政の指導に従い、速やかに必要な処置を講じます。

3 身体拘束の禁止

- ① 当事業所は、サービスの提供にあたり、利用者の尊厳を保持し、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う必要がある場合は、組織として検討を行い、本人または家族に詳細を説明し、同意を得た上で、その態様、時間、緊急性、理由等を詳細に記録します。

4 業務継続計画（BCP）の策定

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、可能な限り必要なリハビリテーションサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。
- ② 非常時における業務優先順位や役割分担を明確にし、定期的な研修および訓練を実施することで、サービスの安定的な提供に努めます。